

岩手県告示第 782 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社くるみの家	盛岡市上田二丁目 14 番 30 号	デイサービスくるみ南大通	盛岡市南大通三丁目 2 番 1 号	平成 19 年 10 月 1 日

2 福祉用具販売

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社 ケア・テック	盛岡市愛宕町 10 番 27 号	株式会社 ケア・テック 二戸営業所	二戸市福岡字上町 8 番地	平成 19 年 10 月 1 日

3 介護予防福祉用具販売

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社 ケア・テック	盛岡市愛宕町 10 番 27 号	株式会社 ケア・テック 二戸営業所	二戸市福岡字上町 8 番地	平成 19 年 10 月 1 日